

第2グループの受講期間が始まりました

教員免許状更新講習

2020年2月1日より第2グループの受講期間に入りました。講習開設状況などについては、文科省のホームページを随時ご確認ください。

■2020年度更新講習の受講対象は、第1グループと第2グループです

1. 旧免許状所有者

	第1グループ	第2グループ
生年月日	1965年4月2日～1966年4月1日 1975年4月2日～1976年4月1日	1966年4月2日～1967年4月1日 1976年4月2日～1977年4月1日
受講期間	2019年2月1日～2021年1月31日	2020年2月1日～2022年1月31日
修了確認期限	2021年3月31日	2022年3月31日

2. 新免許状所有者

	2010年4月～2011年3月に授与された方	2011年4月～2012年3月に授与された方
受講期間	2019年2月1日～2021年1月31日	2020年2月1日～2022年1月31日
修了確認期限	2021年3月31日	2022年3月31日

Q1: 現在、育児休業中です。更新講習を受けるのが難しいのですが、どうしたらよいですか？

A: 次の場合には免許状更新期限を延期することができます。ただし、修了期限を延期する場合には、定められた更新講習受講期間中に「修了確認期限延期申請書」を岡山県教育委員会(教職員課)に提出します。

- ① 休職(病気休職等)中の方
- ② 産休・育休・病気休暇・介護休暇中の方
- ③ 海外派遣中の方
- ④ 専修免許状取得のため課程に在籍している方 など

Q2: 夏季休業中の他の研修会(経年者研修など)と更新講習の期日が重なってしまいました。

どうすればよいのですか？

A: あくまで免許状更新講習が優先です。夏季休業中の勤務日に免許状更新講習に参加する場合は「職務に専念する義務の免除」になります。講習日が決まったら早めに管理職に相談しておきましょう。

Q3: 「中堅教諭等資質向上研修」と同一年になりそうです。

A: 2018年度より経5年研(2日)と経10年研(10日)が統合されて「中堅教諭等資質向上研修(7日)」となりました。同一年度に免許状更新講習と中堅研が重なった場合は、「必修領域」と「選択必修領域」を受講することで、中堅教諭等資質向上研修の2日分が免除されます。

Q4: 免許状更新講習の修了認定が受けられなかった場合、どうなりますか？

A: 現職教員は、教員免許状が失効するため、教員の職を失います。その後、更新講習を修了すれば、新免許状を取得することができます。現職教員でない方は、免許状は失効しませんが、そのままでは教壇に立てません。更新講習を修了する必要があります。

勘違いで免許失効!

免許更新手続きの免除や修了確認期限延期の手続きの勘違いにより、教員免許が失効するケースが出てきています。該当する方は、よく確認し、必要な手続きをとるようにしてください。不安がある方は、ひとりで悩まず県教組にご相談ください。



教員を指導する立場(校長・園長、副校長・副園長、教頭、主幹教諭または指導教諭)の教員は、**免許管理者に申請**することにより、更新講習が免除されます。自動で免除にはなりませんのでご注意ください。

旧免許状を持っている者が新たに新免許状を取得した場合でも、旧免許状の修了確認期限は生年月日によって割り振られた期限までとなります。旧免許状が自動的に新免許状の有効期間まで延長されることはありません。ただし、最も遅く授与された免許状の授与の日から10年後まで、申請により修了確認期限を延期することができます。

